

子ども交流支援事業要領

1 目的

糸魚川市と交流都市との住民同士の交流促進を図るため、文化、スポーツを通じた交流事業に参加する高校生（18 歳）以下の子どもに対して支援する。

2 補助内容

(1)補助対象事業 糸魚川市を含む 2 つ以上の地域の住民が参加し、糸魚川市内で行う、文化・スポーツの大会、イベント等

例 1：市内で行われるサッカー大会に、塩尻市のサッカーチームが参加

例 2：市内で行われるバンドセッションに、長野市内高校の軽音楽部が参加

(2)補助対象者 糸魚川市の交流都市の住民を主として 2 名以上で構成する団体

(3)補助額 高校生（18 歳）以下の参加者 1 人当たり 2,000 円を支給。

ただし、1 団体の上限は 20,000 円とする。

3 申請方法

(1)交付申請

事業実施の 10 日前までに次の申請書類を提出すること。

提出書類 交付申請書、事業計画書、参加者名簿

(2)実績報告

事業終了後 10 日以内に次の書類を提出すること。

提出書類 実績報告書、事業報告書、参加者名簿、実施写真

※参加者名簿は氏名と年齢もしくは学年を記載されたものとする。

(3)補助金の交付

実績報告書確認後、指定の口座に振り込むものとする。

4 その他 本補助要領は令和 11 年 3 月 31 日で廃止するものとする。当該期日までに補助金交付決定を受けた者で、実施報告の提出が当該期日以降となった場合は、なお従前の例による。

5 申請・問い合わせ先

糸魚川市都市交流協会事務局（糸魚川市観光課交流観光係）

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町 1-7-11 ヒスイ王国館別館

TEL：025-552-1511

Mail：kanko@city.itoigawa.lg.jp